

○親子カウンセリング専門員に対する報償金の支給基準について

平成 17 年 3 月 31 日

少 第 1 5 3 号

警 察 本 部 長

親子カウンセリング専門員に対する報償金の支給基準について（通達）

親子カウンセリング専門員の委嘱等に関する訓令（平成元年埼玉県警察本部訓令第 6 号）第 9 条の規定に基づき委嘱した親子カウンセリング専門員に対する報償金については、次の基準等により、平成 17 年 4 月 1 日から支給することとしたから、取扱いに誤りのないようにされたい。

記

1 支給基準等

(1) 支払基準

報償金は、日額 10,000 円とする。

(2) 支給方法

報償金は、1 か月の勤務分を取りまとめて翌月 10 日から 15 日までの間に支給する。

2 所得税の徴収

報償金の所得税は、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用する。

3 支給手続

報償金を支給するときは、親子カウンセリング専門員報償金支給内訳調書（別記様式

1）及び親子カウンセリング実施証明書（別記様式 2）を作成する。

実施日

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

別記様式1（3 関係）

親子カウンセリング専門員報償金支給内訳調書（ 年 月分）

専門員氏名	銀行名	口座番号	支給総額	所得税	差引支給額
合 計					

別記様式 2 （3 関係）

親子カウンセリング実施証明書（ 年 月分）

専門員氏名	住 所	実 施 日	実施回数
			回
			回
			回
			回
			回

上記のとおり、親子カウンセリングを実施したことを証明する。

年 月 日

所属長 生活安全部少年課長

警視